

第二期船橋市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

経緯

本市では、令和4年3月、権利擁護支援の推進や地域連携ネットワークの構築のため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、船橋市成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度～令和8年度)を策定しました。

同年4月には権利擁護支援の実施機関として、中核機関を立ち上げ、権利擁護の相談支援や権利擁護支援に係る体制整備を行ってまいりました。

本年度より、令和9年度からの新たな計画として第二期船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定するため、検討を進めていきます。

国の動向

○第二期成年後見制度利用促進基本計画

令和4年3月には国の第二期成年後見制度利用促進基本計画がスタートしており、地域共生社会の実現に向けて、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進がテーマとして掲げられています。

- ・成年後見制度の見直し
- ・総合的な権利擁護支援策の充実
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 等

【参考】 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 イメージ図
(厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画資料より抜粋)



○民法(成年後見等関係)等の改正

第二期計画(国)では、成年後見制度について「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われています。

令和7年6月に「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」が取りまとめられています。

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和7年3月)

「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある」旨の指摘がされています。

この他、地域共生社会の在り方検討会議や社会保障審議会福祉部会において、成年後見制度や中核機関の在り方についての話が言及されており、国の動向を踏まえつつ、本市における体制の整備を検討していく必要があります。

計画策定について

第二期計画については、関係性の深い市の他計画と一本化できないか、現在検討を行っております。庁内で検討のうえ、次回の権利擁護支援等推進協議会(以下協議会)までに調整をいたします。

計画策定については、外部の有識者にて構成されるこの協議会において、検討を行っていきます。

庁内においては、担当課(地域包括ケア推進課)にて、策定の事務を進め、必要に応じて意見照会やワーキンググループ開催を実施し、庁内素案を策定したうえ、協議会に諮ります。

スケジュール (予定)

令和7年度 船橋市権利擁護支援等推進協議会(11月11日)

庁内検討(意見照会やワーキンググループ等の実施)

令和8年度 船橋市権利擁護支援等推進協議会にて計画策定(年4回予定)

パブリックコメント・住民説明会の開催(11月~1月頃)

第二期船橋市成年後見制度利用促進基本計画策定(3月頃)